

令和7年度 税制改正セミナーのご案内

気仙沼商工会議所 理財厚生関連部会主催

令和7年度税制改正大綱では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれをさらには発展させていくための税制改正を最重要点事項としています。まず、所得税の基礎控除等の見直しを行うとともに、大学生年代の子等に係る新たな控除を創設し、エンジェル税制の見直しを図りました。次に、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して更なる税制上の措置を講じ、法人版事業承継税制の特別措置における役員就任要件についても見直しを図りました。さらに、経済のグローバル化・デジタル化の推進に対応し、企業間の公平な競争条件を確保するため、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税の法制化を進めました。

本セミナーでは、令和7年度の税制改正で今後法人および個人の活動に大きな影響を与えることが予測される改正ポイントの概要を、わかりやすく解説いたします。

【令和7年度税制改正のポイント】内容

- ✓ **I 序章** (1)令和7年度予算のポイント (2)令和7年度予算フレーム (3)一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移
- ✓ (4)債務残高の国際比較（対GDP比） (5)令和7年度一般会計歳出・歳入の構成 (6)一般会計収収の推移
- ✓ (7)高齢化の推移と将来設計 (8)令和7年度税制改正大綱の基本的考え方 (9)令和7年度税制改正の全体像
- ✓ **II. 個人所得課税** (1)物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応(基礎控除・給与所得控除・特定親族特別控除)
- ✓ (2)エンジェル税制等の延長、拡充等 (3)生命保険料控除の見直し (4)住宅ローン控除の延長 (5)住宅リフォーム税制の延長
- (6)公益法人等の対して財産を寄付した場合の譲渡取得等の非課税措置について (7)法人課税信託の見直し
- III. 資産課税** (1)直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限の延長
- (2)個人版事業承継税制の後継者事業従事要件 (3)法人版事業承継税制の後継者の役員就任要件
- IV. 法人課税** (1)中小企業者等に対する法人税の軽減税率適用期限の延長 (2)中小企業投資促進税制についての適用期限の延長
- (3)中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税制控除制度の適用期限の延長
- (4)地域未来投資促進税制の見直し及び延長 (5)企業版ふるさと納税の延長及び見直し
- (6)非適格合併等における調整勘定の算出方法等の見直し (7)再資源化事業等高度化設備等の取得等をした場合の特別償却
- (8)リースに関する取引についての整備 (9)防衛力強化に係る財源確保の為の税制措置
- V. 消費税** (1)外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売制度）の見直し (2)輸出物品販売場の許可要件の見直し及び廃止
- VI. 国際課税** (1)グローバル・ミニマム課税の全体像 (2)軽課税所得ルールへの対応
- (3)国内ミニマム課税への対応 (4)外国子会社合算税制等の見直し
- VII. 参考資料** (1)会計検査院「令和5年度決算検査報告の特徴的な案件」より
- (2)経済産業省経済産業政策局企業行動課「法人税のありかたについて」より

■開催日時： **令和7年4月22日(火) 14:00～15:00**

■会場： 気仙沼商工会議所 または オンライン（Google Meet）

■参加費： 無料（参加者には資料を無料送信させていただきます。プリントアウトしてご持参ください）

■講師： 理財厚生関連部会長 生駒正博氏 日本ファイナンシャルプランナー協会認定 AFP
(株)東北安田 専務取締役 生駒 高基氏 日本ファイナンシャルプランナー協会認定 AFP

■お申込み： 下記 URL または QR コードからお申し込みください。

○申込フォーム URL <https://forms.gle/BGV2bbygtmxejHx37>

■申込期限： **令和7年4月15日(火)**

■お問合せ： 気仙沼商工会議所 総務課（TEL：22-4600 FAX：24-3817）

